

○厚生労働省告示第百六十六号
租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）第六条の四第一項第一号及び第七項並びに第二十八条の二第一項第一号及び第七項の規定に基づき、租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件（平成二十一年厚生労働省告示第一百四十八号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十日

別表	機械等	機械	1	主にがんの検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの
5 3 2	(略)	(略)	一、五十・五十一	(削る) 五十二・五十三 (略)
	(削る)	(削る)	五十四	(削る) 五十五 (削る) (略)
	(削る)	(削る)	五十六	(削る) 五十七・五十九 (削る) 六十一・八十六 (略)
	(略)	(略)		

別表	項	機械等
5 3 2	1	主にがんの検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの
(略)	五十 一 (略)	ビデオ軟性尿管鏡
	五十二 ・ 五十四	ビデオ軟性尿管鏡
	五十五	ビデオ軟性尿管鏡
	五十六	ビデオ軟性上頸洞鏡
	五十七	ビデオ軟性喉管用喉頭鏡
	五十八	ビデオ軟性上頸洞鏡
	五十九	ビデオ軟性喉頭鏡
	六十 (略)	ビデオ軟性鼻腔鏡
	六十一	ビデオ軟性鼻腔鏡
	六十二	ビデオ軟性副鼻腔鏡
	六十三 ・ 六十五	ビデオ軟性副鼻腔鏡
	六十六	ビデオ軟性鼻咽頭鏡
	六十七	ビデオ軟性クリドスコープ
	六十八 ・ 九十四	ビデオ軟性クリドスコープ
	六十九 ・ 九十四	ビデオ軟性クリドスコープ
	七十 八 (略)	ビデオ軟性クリドスコープ

6

異常分娩における母胎の救命、新生児医療、救急医療、難病、感染症疾患その他高度な医療における検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの

一三十八	(略)
(削る)	(略)
一九三	二十四 (略)
(削る)	(略)
二十一	四十一 (略)
二十五	四十 (略)
四十一	前立腺組織用水蒸気デリバリーシステム
四十二	六十六 (略)
六十七	体外衝撃波疼痛治療装置
六十八	七十八 (略)

6

異常分娩における母胎の救命、新生児医療、救急医療、難病、感染症疾患その他高度な医療における検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの

一三八	(略)
十九	据置型アナログ式汎用X線透視診断装置
二十一	二十五 (略)
二十六	据置型アナログ式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置
二十七	四十二 (略)
(新設)	(新設)
四十三	六十七 (略)
(新設)	(新設)
六十八	七十八 (略)